



兵庫労働局発表  
平成30年7月27日

報道関係者 各位

【照会先】

労働基準部  
監督課長 嶋田 憲嗣  
雇用環境・均等部  
企画課長 谷本 俊江  
電話 078(367)9151  
FAX 078(367)9165

## 大型移動式クレーン倒壊災害対策本部の設置について

兵庫労働局（局長 畑中 啓良）は、平成30年7月26日午後4時頃、兵庫県高砂市荒井町新浜 2-3-1 で発生した、大型移動式クレーン倒壊災害事故について、その災害原因等の的確な把握及び事後対策の迅速処理のため、兵庫労働局内に「大型移動式クレーン倒壊災害対策本部」を、下記のとおり設置しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 設置

兵庫労働局は、高砂市荒井町新浜で発生した大型移動式クレーン倒壊災害事故の原因等の的確な把握及び事後対応の迅速処理のため、平成30年7月26日（木）に、兵庫労働局内に「大型移動式クレーン倒壊災害事故対策本部」を設置した。

#### 2 構成

- |          |                |          |        |
|----------|----------------|----------|--------|
| (1) 本部長  | 兵庫労働局長         | (5) 補償班長 | 労災補償課長 |
| (2) 副本部長 | 労働基準部長         | (6) 広報班長 | 企画課長   |
| (3) 調査班長 | 安全課長（副班長：健康課長） | (7) 総務班長 | 総務課長   |
| (4) 捜査班長 | 監督課長           |          |        |

#### 3 業務

- (1) 災害に係る情報収集
- (2) 調査結果を踏まえた対策の的確かつ円滑な推進
- (3) その他本件災害の原因究明及び再発防止対策に関して必要な事項

#### 4 現在までの対応等

- ・災害発生当日、災害対策本部を設置（7月26日（木）午後9時設置）
- ・災害調査の実施体制・実施方法についての調整
- ・上記調査結果等を踏まえて、本件災害の発生原因を究明し、被災労働者に対する迅速な労災補償を行うこととしている。

## 大型移動式クレーン倒壊災害対策本部設置要綱

平成 30 年 7 月 26 日（木）午後 4 時頃、高砂市荒井町新浜において発生した、移動式クレーン倒壊災害事故について、その災害原因等の把握及び事後対策の迅速処理のため、兵庫労働局重大災害措置要綱第 5 条に基づき、次のとおり大型移動式クレーン倒壊災害事故対策本部を設置する。

### 1 局対策本部

#### (1) 構成員

本部長 兵庫労働局長

副本部長 労働基準部長 本部長付 企画課長

本部長 監督課長、安全課長、労災補償課長、総務課長

主任監察監督官、統括特別司法監督官、労災管理調整官、監察監督官、特別司法監督官、安全課長補佐、安全専門官、労災監察官、及び 随時兵庫労働局長が指名する者

#### (2) 設置場所

労働基準部長室

#### (3) 設置班及び担当事項

##### ① 調査班（担当課：安全課及び健康課、班長：安全課長、副班長：健康課長）

担当事項：災害発生状況及び原因の調査に関すること

災害防止対策に関すること

緊急出動時における現地及び本省との連絡、報告に関すること

現地対策本部への応援職員に関すること

##### ② 捜査班（担当課：監督課、班長：監督課長）

担当事項：対策業務の推進調整に関すること

法令違反の検討に関すること

司法処分等の措置に関すること

##### ③ 補償班（担当課：労災補償課、班長：労災補償課長）

担当事項：被災者を救援援護する手続きに関すること

労災補償に関すること

##### ④ 広報班（担当課：企画課、班長：企画課長、副班長：監督課長）

担当事項：災害に係る情報収集に関すること

対策本部設置経過記録に関すること

報道機関等外部に対する発表に関すること

##### ⑤ 総務班（担当課：総務課、班長：総務課長）

担当事項：災害対策に係る経理に関すること

災害対策の実施に必要な配車、機器の配置等に関すること

職員の健康管理に関すること

本部長の特命事項に関すること

## 2 現地対策本部

### (1) 構成員

現地本部長 加古川労働基準監督署長

現地副本部長 加古川労働基準監督署副署長

現地本部員 随時加古川労働基準監督署長が指名する者

### (2) 設置場所

加古川労働基準監督署長室

### (3) 担当事項

災害調査等に関すること

その他本部長の特命事項に関すること

## 3 その他

(1) 本要綱に記載のない事項については、兵庫労働局重大災害措置要綱に従う。

(2) 本要項は平成 30 年 7 月 26 日に設置する。